

第 10 回国立市子ども総合計画審議会 会議録

会議の概要

開催日時	平成 26 年 10 月 28 日（火）19 時～21 時		
開催場所	国立市役所 3 F 会議室		
出席者の氏名	委員	加藤悦雄（大妻女子大学） 小澤崇文（国立市私幼稚園協会） 鳩山徹郎（公益財団法人東京 YMCA） 藪田圭以子（国立市認証保育所連絡会）	堀江建治（日本ボーイスカウト東京連盟） 石田環（市民） 樋口景子（市民） 本島純子（市民）
	事務局	馬橋利行（子ども家庭部長） 網谷操（子育て支援課長） 田代和広（児童青少年課長）	吉村知高（同 保育・幼稚園係長） 山本俊彰（児童・青少年係長）
欠席委員	堀井雅道（国士舘大学）	吉田順委員（国立市私立保育園長会）	
議 事	(1) 子ども・子育て支援事業計画（素案）について (2) パブリックコメントについて (3) その他 (4) 今後の日程について		
傍聴人の数	●名		
配付資料	資料 1 国立市子ども・子育て支援事業計画（素案） 別紙 1 子ども・子育て支援事業計画に関する今後のスケジュールについて（予定）		

議事要旨

●会長

第10回子ども総合計画審議会 開会の挨拶。

議事 子ども・子育て支援事業計画（素案）について

●会長

それでは、始めたいと思うが、本日は配布資料として皆様にお配りされている地域子ども・子育て支援事業計画の素案について、全体を確認していただくことを目的としている。この後パブリックコメントが予定されているが、それに先立ち全体を確認していただき、修正したほうが良い点等があればいろいろとご意見をいただければと思っているので、よろしく願います。

かなり何章にもまたがっているので、1章ごとに事務局からご説明いただき、それぞれの章の中身についてご意見をいただければと思っているので、よろしく願います。

それでは、事務局よりご説明をお願いしたい。

●事務局

「国立市子ども・子育て支援事業計画（素案）」第1章について説明。

●会長

1章は、今回の子ども・子育て支援法に基づくこの事業計画の背景とか位置づけ、審議の仕組みなどが中心になっているが、6ページ目に、あるいは5ページ目に図が示されているが、国立市の子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法に基づく計画ということで、国立市の子ども総合計画という上位計画の中の事業計画という位置づけになっている。

それで、6ページ目の4のところを開けていただくと、実は子ども総合計画の策定年度と子ども・子育て支援事業計画の策定年度が、1年ずつずれていっている。子ども総合計画は来年度までが計画の最終年となっているので、1年遅れているというかたちになる。

今回、これまで子ども・子育ての保育・教育施設に関することや、13事業について議論いただいたが、この辺りが今回の子ども・子育て支援事業計画の中身ということになっている。それ以外の子ども関係のさまざまな計画に関しては、子ども総合計画の中でも違った部分としては位置づけていくという、すみ分けのようなかたちになっているかと思っている。

いかがか。1章の中身について何かご質問、ご意見がもしあれば、頂戴したいと思う。どうぞ。

●委員

1章というか、目次のことなのだが、これは、以前に骨子案とか何度か資料としてお配りいただいていたかと思うが、その中では、第5章、6章、7章で、例えば産後の休業、

育児休業とか、あと、労働者の職業生活と家庭生活の両立が図られるようにするために、必要な雇用環境の制度を改正したことなど連携等が、そういったところがあったと思うが、それはなくなってしまったのか。

●会長

そういった部分の子ども・子育て支援法の今回の必ず計画に入れなければいけない事項を多分中心にしていると思うが、それ以外の位置づけはどういったかたちで盛り込まれるのか。事務局から説明いただきたい。

●事務局

第5条の51ページの「任意記載事項」というかたちで載せさせていただいているところだと思うが、こちらで多分。51ページである。

●委員

小さくまとまって、章立てから外れてしまうということか。

●会長

この辺はもしかしたらいろいろご議論があるかもしれない。これだと「推進をしていきます」とか、少し大ざっぱな感じのまとめになってきた。

●委員

そうである。では、後ほど、この辺を。

●会長

ほかにはいかがか。

この辺りはそういう背景とか位置づけということになるので、また何かご意見等あれば後で結構なので出していただければと思う。

では、中身のほうにいきたいと思うので、続いて第2章について、事務局、よろしくお願ひする。

●事務局

第2章の説明。

●会長

ありがとうございました。それでは、こちらの内容についてはいかがか。記載の仕方であるとか、何かご意見とかご質問等がもしあればお願ひする。どうだろうか。

●委員

ニーズ調査からの課題だが、これは8項目が挙がっていて、なぜこの8課題を選定されたのかという理由を聞きたいと思う。単純に合計データ、私も完全に全部のデータを把握していないのだが、でも、ファミリーサポートセンターというのは、確かニーズ調査の中でもものすごくニーズがあるにもかかわらず、充足できていなかった事業だったと思う。それについて、課題としても単純に数字でいったら一番多かったような気がするのだが、それが課題として挙がってこないのはなぜかということである。

現実に難しい課題はたくさんあるのだと思うが、やはりニーズ調査から見えてくる課題ということなので、この8課題を挙げられた理由、根拠をご提示いただきたいということと、今言ったデータ上からは、確かファミリーサポート事業は非常にニーズが高かったと思うが、それが課題として挙がってこない理由をお聞きしたい。

●会長

確かこの23ページと22ページの課題は、ニーズ調査結果が出た少し後に、この8つぐらいの課題が見られるのではないかとということで、事務局から資料として分析結果としていきなり出てきたことであった。そうしたら、今の委員のご質問に対して、根拠であるとか、その辺りについてコメントはできるか。

●事務局

では、今の質問だが、まず基本的にニーズ調査のところでの課題という中には、ニーズ調査の結果のポイントと、現状のポイント、つまり現状はこうだが、希望はこうしてほしいという、そういう差が一番高いところをまず抽出している。

課題の1を見ていただければ、事実についてはその辺りだと思う。先ほど委員からお話があったファミサポの件だが、課題2の真ん中辺に1.6%で13.1%というかたちで書いてあるので、こちらのほうもポイントが高いということになっている。

あとは、ほかの放課後クラブ等もあり、課題5、6、7、8の場合だと、周知の率が低いと。実際やっているこういったものの周知率が非常に低いという、それこそマイナスのほうの差である。そういったかたちで、今回、課題が8つほど出てくると。細かく言えばどこまでのポイント差があったのかということで、もっとたくさんの課題が出てくるのではないかとことがあると思うが、あまり課題も多いとまとめができないので、その辺の判断で8つ、主に書かせていただいている。

あとは子ども・子育て支援制度の下、今回の13事業の中でも関係のあるものもこの中に書かれているといったかたちで、掲載している。

●会長

そうすると、一応ニーズ調査結果を踏まえて、例えばかなり課題であるとかニーズが大きく出てきた部分は一応押さえてあるという感じか。

ということで、その辺りの要点を中心に8つにまとめていただいたということである。

●委員

なるほど。ただ、やはり私はずっと気になっているので、さらにお伺いしたいのだが、先ほど私が質問した章立ての中では、これまでは第5章とか第6章に入っていた産後の休業など、その辺の話なのだが、近年は結構NHKなどでも、産後クライシスとか産後うつとか、産後のいろいろなケアの問題が取り上げられていると思う。ファミリーサポートというのは産後の家庭支援をする結構数少ない事業の一つだと思う。それが章立てから外れてしまうというのは、この法案に見合ったものなのかどうかというのは聞きたい。また後ほど議論すればいいのだが。

ファミリーサポートセンターというのは、やはり幼稚園や認定こども園とか、そういうものとは少し質が違うのではないかと思うので、一くくりにしてしまうのがいいのかと、少し疑問が残る。やはり単に預けるとか、そういう機能だけでは、ファミリーサポートセンターはないので、自宅に来てくれるわけであるから、だいぶこれは質が違うと思うので、一くくりにするのは非常に違和感がある。

ということなのだが、そのように思う。

●会長

わかった。これは確か国のくくりでも途中まで混乱が見られた部分で、確か一時保育とファミリーサポートセンターを一緒にカウントしていたようなところが当初あっただろう。

●事務局

はい。

●会長

途中から別々にしていこうという感じで、今回、47ページの13事業の中で8の2になるが、一時預かり事業のところはファミサポが出てくる。一方で、これは(7)の①にも出てくるということで、これは両方出てくるかたちなのか。

多分国が一時預かり事業にファミサポも含めてやっていたので、窮余の策のような感じなのかもしれないが、この辺はどういうかたちになるのか。

●事務局

おっしゃるとおり、この部分が、ファミリーサポートセンターと一時預かりが結構ごっちゃになっていたところがあり、7番については子育て援助というかたちであるファミリーサポートであり、8の2の47ページにあるほうの一時預かりというところに特化したものになってしまっている。こういう分け方をしているのだが、なかなか分けるのが難しいところではあるが、国のほうでそういうふうになってしまったので、こうなっているのだが、ここの部分については、今後出し方とか、もしこの部分がわかりづらいというか、もう少し分けたほうがいいのかという考えであれば、そのようにすることも可能である。

●委員

ファミリーサポートセンターの当事者は誰だろうとこの間考えていたら、やはり国立市でファミリーサポートは市が確か直接やっていらっしゃると思うが、要するに今、利用するのは一市民で、その声が吸い上がってきてこの場でも声が聞こえてきたら、もう少し全貌というか、現状が見えてくる、現実的なものが見えてくるのかなと思う。それが見えてこないから、結構国がぐちゃぐちゃになったりいろいろしているのだと思う。結構これは私は重要な支援だと思うので、少し議論していただけると挙げやすいと思う。

一事例として、武蔵野市だったと思うが、ファミリーサポートセンターをヘルパーの事業所に委託をしていて、ヘルパーさんが産後來てくれる。産後のお母さん、産褥期のケアはやっぱり本当に介助だから、そういう方たちと連携しながらやっていらっしゃる自治体もあるようで、やはり重要だと思う。

●会長

ファミリーサポートセンターの性格としては利用会員と援助会員の支え合い活動みたいなところから出発をして、ただ、このファミリーサポートセンターが今、委員がおっしゃったように、いろいろと急に支援が必要であったり、手が欲しいというときのとても重要なサポート役になっているという面もある。なので、ファミリーサポートセンターは多分利用の要件として、もしかすると乳幼児期はできないとか、どうなのか。

●事務局

今、委員がおっしゃったファミリーサポートセンター事業と、国立市で言う育児支援サポーター派遣事業を少し混同されている部分があるかと思う。ファミリーサポートセンターはヘルパー事業ではなく、育児支援サポートもヘルパーとは言わないのだが、要は産褥期の支援ということでは、産後ヘルパー事業と言われているものがある。今は産前も含めた支援をしている自治体が多いのだが、出産前後の一定期間に家庭に派遣するという事業は、ファミリーサポートセンター事業とは別なものである。

●委員

国立市は産後ヘルパー事業というのは別に設けているけれども、それは今回、ここの管轄ではないということか。

●事務局

ここには出てきてはいない。

●会長

産前産後のものは国の定める 13 事業の 1 つには入っていないという話なのだろう。

●事務局

はい。そうである。

ファミリーサポートセンターはお預かりであったり、あるいは施設や学校の送り迎え、そういったものになっているので、現在のところ、家庭に派遣するという形式ではない。

●委員

国立は違うということか。

●事務局

国立はどうか、ファミリーサポートセンター事業そのものがである。支援会員の方の自宅なり、公共施設なりでのお預かりというのが原則になっているので、利用者さん宅へ伺うことも全くないわけではないが、中心は自宅とは別な場所でお預かりするというのが、原則になっている。

●委員

わかりました。

●会長

ありがとうございました。ほかにはいかがか。

こちらで国立市の人口動態やこういう教育施設の利用状況であるとか、一応掲載されるデータとしては基本的にこういった内容でよろしいか。

では、続いて、第3章のほうに移っていきたいと思う。この辺りは本来は大変重要なところなのだが、まだあまりたくさん議論されていない、計画の考え方、理念などを述べている部分になる。では、続いて、第3章のご説明をお願いします。

●事務局

第3章の説明。

●会長

ありがとうございました。計画の基本的な考え方ということで、27ページから28ページにかけての部分については、来年度までの計画期間となっている子ども総合計画の理念をそのまま引き継いで、①から④というかたちで示している。そのことで、基本方針については、子ども・子育て支援法に基づく基本指針の視点と、あとは国立市の特徴を若干踏まえて基本指針がまとめられているというかたちになっているかと思う。3番以降に関しては、新制度の説明や事業体系などが示されているということで、この辺りは仕組みの説明になってくると思う。理念や基本的な考え方という部分で言うと、27ページから28ページにかけてが素案では中心ということになる。この点についてはいかがか。何でも。委員、何かあるか。

●委員

意義はここが一番重要な部分だろうと思う。ただ、非常に柔らかい表現にするということで、こういうふうになっているのかと思うが、私はやはりこの制度の中でどうしても危惧されるのは、子どもが本当に等しく平等な保育を受ける権利が保障されるかというところである。

そういうことを考えると、国が言っている「子どもの最善の利益」ということが、文章上にきちんと反映される。ここに子どもの権利条約ということが書かれているので、それですのかと思うし、「平等」ということと「最善の利益」ということが文章上明確に挙げられたら、私はいいなと感じている。

●会長

「子どもの最善の利益」という言葉は、28 ページの基本指針で示されているポイントとしては出てくるのだが。

●委員

ただ、国立市の場合は、子どもの権利条約とここに書いてあるので、あるとは思いますが、「平等」ということもここに入るかと思うが、さらにやはり制度の中で、特に地域型保育給付のあたりは非常に問題を含んでいる新制度だと私は感じているので、その辺のことを考えて、そういうことを明確にしておくことは大事なのではないかと感じる次第である。

●会長

やはり「子どもの権利条約を重視し」といった部分を、もう少し中身に踏み込んで記述するというのも一つの案であるので、子どもが例えば子ども期を平等にしっかりと生活できるとか、そういう、全ての子どもが平等にという部分や、あとは「子どもの最善の利益」を守るといった部分も本文に明記するとか、そういうことになるか。大切なことだと思うので、ぜひどこかに理念として反映できればいいかと思うが、いかがか。

●委員

前回もこれを読ませていただいて、引き継いでいるということなのだが、やはりぼやっとしているという印象を私は同じように持っている。例えば「わたらしい子育て」という文章に、「一人一人の親が自信を持ち、男女が協力し合って子育てができるように支援します」と。確かに理念であるから、こうした理念を持つのはとても大事なことなのだが、では、これに具体的にどういう支援があるかといったときに、うまく思いついてこない。どういうものを想像しているのか、お答えいただきたい。

「わたしとわたしとのつながり」というところも、「地域で互いにつながり、支え合い、ともに協力し合って豊かな人間関係が築けるよう支援します」というのは、具体的にどういう支援があるのかというところを、やはり理念と現実がかみ合うことはとても重要だと思う。もちろん「わたらしい育ち」というところも全部そうなのだが、その辺の現実の

ものとの対応を少しお伺いしたい。どんなものを入れるのか。

●会長

本当は理念とか法則がまずあって、その理念とか方針に近づくとか、それを具体化するための施策があるという位置づけだと思うが、これを脇に置いて、いろいろ施策についての話を中心にこれまでやってきたので。例えば子ども総合計画審議会などでは、こういう理念が現実の施策にどうつながっているのかとか、その辺りはいかがか。一応つなげて考えてはいるというかたちだとは思う。

●事務局

こちらの議論になってしまうのだが、もしお持ちであれば、11ページの図があるが、体系というのか、具体的に理念として4つの柱、今回これがこちらの17ページに載せているのだが、その例えば体系としては基本理念があって、基本方針で、施策の方向という。では、具体化するには今おっしゃったように施策の方向があるので、そういう意味からすると、では、つながりというのはどういうことかということ、地域、それから次はネットワークということで、こちらでは、具体的には子育てに関する学習機会、交流、相談、情報提供。例えばファミリーサポートセンターの話が出たが、そういったところをお互いに地域で支えるとか、いわゆる互助というのか、そういったことがあろうかと思う。

行政が与える機会と、それから逆に地域で、行政がこちらからではなくて、相互に反響し合ってやる、つくるというのか、そういうのがこちらで言えば、そういった具体的な施策として示されているということになるかと思う。

●会長

子ども総合計画だと、理念とか方針があって、そこからこれを具体化するためにはこういう施策という作りにはなっている。ただ、こっちはその理念だけをとりあえずこっちに持ってきてしまったので、そのつながりがどうつながっていくのか見えづらいという感じである。

●委員

見えづらい。これだけ切り取っているかたちになっているので、見えづらいというのは、これだとわかりづらい。

見えづらいのだが、やはり説明できる必要があると思う。そうでなければ、少し理念を。

●会長

少し修正する。

●委員

議論をやはりしたい。今まで審議会で交わされてきた議論を基に、この辺は重要そうな理念として挙がってくるのではないかということ、検討することも必要だと思う。

●会長

少しこの辺で議論が必要かなと今回は思っているのですが、子ども総合計画についても、また来年度どこかで見直しをするということで、その理念も含めていろいろ抜本的にやられていく。

●事務局

補足なのだが、今 21 ページ目に総合計画、理念について述べさせていただいて、28 ページ目の基本方針ということで、ここでもう少し具体的に例えば項目を設けて、理念から引っ張ってきて、こういうことが実際に方針としてあると、もう少し具体化できるようにして、その施策が具体的にその後に出てくる 4 章以降の、どのように施策をやっていくかということにつながる。わかりづらいようなら、2 の基本方針を、今は素案という段階なので、もう少しご議論いただいて具体化していけば、そのつながりというか、体系がもう少し見えると思うので、そういうことも可能かなと思っている。

●委員

私は文章が見えないが、そもそもこの理念を今回の計画に持ってきていいのか。

●事務局

そこもここで議論いただきたいと思う。やはりこれまでの総合計画の議論は大切な部分なので、ここと別にしてもいいのかと思う。ただ、これをそのままここにコピーするかというとなんかそれは別なので、それをベースにしながら事業計画に当たっては少しわかりやすくするとか、それはもう少し議論が必要かと。

●会長

本当は子ども総合計画が 1 年早く作られると、そっちの大きな理念があって、その理念の下でこの計画が作られるというかたちでいいのだが、逆に上の計画が 1 年遅れという感じになってしまっているのだから、そうすると、ここで新しい理念をつくって、それが今度上位計画でどうつながっていくのかとか、いろいろ難しい。

●委員

なるほど。

●事務局

組み立てが難しくなる。

●会長

ただ、これだけのメンバーがお集まりなので、この計画の理念はこの視点を踏まえた上で少し修正等をして、こっちで。

●事務局

それを基本方針でもう少し見やすくするとか、そういうかたちでもあろうかと思う。

●会長

いかがか。どの程度修正するのか、あるいは基本方針のところで見えるようにしていくのか、いろいろなやり方があるとは思ふ。ここに書かれている視点以外に、もっとこういう視点を載せたほうがいいのではないかとか、これは今の時代にはそぐわないのではないかとか、何か自由にご意見等あればお願いしたい。

①の「わたらしい育ち」というと、これは子どものことなのだろうか。育ちというのは。②番は「わたらしい子育て」だから、保護者のことなのだろう。「わたしとわたしのつながり」は、これは子どもと大人、両方が含まれていないかな、つながりということを言っているのかなという想像はつくのだが、いかがか。

委員、いかがか。もう少し国立らしさみたいなものが必要ではないかとか、ご意見はあるか。多分、地域に関係なく子どもの権利のように大切なことと、あとはやはり国立ならではのこと、その2つを考える必要があると思うが、どうか。何かご意見等がもしあれば。

よく子どもは未来の宝だというかたちで、子どもを未来の存在としてしか示していないのではないかということで、批判される理念などがあるのだが、ここは一応今の子どもに焦点を当てようということが出ているので、5年前に作られた理念ではあるが、若干ぼんやりしているかもしれないが、結構今の子どもたちの幸福ということを大切にしていこうというところがあるのかなという感じがする。

委員、何か気付いた点などあるか。

●委員

今、会長がおっしゃっていたのだが、国立市らしさというところの「文教都市としての質の高い保育・教育環境の整備を進めます」というのが、私的には大事だと思うのだが、それがやはりよくわからない。

●会長

わからないというのは、それが。

●委員

やはり「文教都市として質の高い保育・教育環境の整備」、でも、これもいわゆる社会保障というか、今日お話があったのだが、いろいろな人に漏れなくセーフティーネットではないが。

●会長

平等に。

●委員

はい。そういう意味で1つだけではなくて、ここで救えなかったら、こっちで救ってではないが、全然違うが、社会保障制度というのは、厚生労働省から出ているのは、国民の安全や生活の安定を支えるセーフティーネットと書いてあるので、こういうのも全部そういう、最終的には上位の法律なりというところに行くときに、セーフティーネットというのを私はとても大事なのではないかと思っている。これで救えなければこっちでとか、こっちが使えなければこっちでというような、そういう、これはこれで、子ども・子育て支援事業となっているのだが、やはりいろいろなところとつながりがあると思うので、そこを大事に国立らしさというのが出ればいいのではないかと。すまない、抽象的なのだが、と思った。

●委員

支援制度全体像のところを書いてあるのだが、つまりこれに基づいて国立はどういうことなのか、組み立てなのか、国立らしい、それで支援をやっているのかということなのだと思う。つまり、私たちが相談しているのは、新制度の全体像に沿って決めていくということなわけだから、そういう意味では新制度の問題点と評価すべき点というのを明確にしながらか、まとめ上げるべきということは非常に重要なことではないかと思う。

●会長

そうすると、例えばこういったかたちでポイントというかたちよりも、これをもっと咀嚼（そしゃく）した上で方針なりいろいろ作っていく。

●委員

これもとても大事なことだと思う。でも、本当にこのポイントが現実的にはどういうことを意味しているかというのは意外にわからない。そこをやはり「わたらしい育ち」、「わたらしい子育て」という中にどういうふうにつなげていけるかという辺りでは、大きな問題もこの中に私は本当は入っている。なので、それを国立の子どもたちや子育て世帯を守るというためには、どういうことを、ないし一つのハードルでも何でもいいが、それをつくりながら、まとめ上げるということが大事なのではないか。後に残す意味でもとても大事な意味を持っていると思っている。

今の現状では、例えば現実的には、そういう小規模保育所の点はない。だけど、今後そういう施策になればそういうことだって、依然としてあるわけだろう。今言っていたように、これが駄目だったらこれで救うというか、私はここで救うということではないと思う。やはり同じように受けられるということがとても大事なことであって、順番に落ちていくということではないと、子どもにとっては特にそれは非常に大事なことだと感じる。

それで、「平等」とすごく言っているのはそこにあるのである。

●会長

どんな家庭で生まれてきた子どももみんな共通というか、同じというところになるのか。

●委員

同じ、元気で健やかに育つ、そういうふうを支えていかなければいけないのではないだろうか考える。

●会長

いかがか。セーフティーネットという視点というか、キーワードが出てきて、一方で、国立市の場合には文教都市としての質の高い教育・保育というものが実際に取り組みだてたりするのだが、委員はその辺りはどういうふうに、整理すると一番国立らしさが出つつ、子どもの支援に。

●委員

国立らしさというのからしてまずわからない。

●会長

もしかすると、先ほど委員が前半におっしゃった、子ども・子育て支援の意義のポイントの中で、例えば29ページが一番上のところに、「妊娠・出産期から切れ目のない支援を行っていきます」と書いてあるが、これは先ほどの「わたらしい育ち」を具体化するたびに、妊娠期、出産期から切れ目のない支援をやっていこうというかたちで、つなげて捉えることができるかもしれない。あと、乳幼児からちゃんと愛着関係を築いていけるような人間関係ということが、28ページが一番下に書かれているが、それもやはり「わたらしい育ち」とか「子育て」の中身として、そういったものが大切ということで、つなげていくこともできるのかもしれない。

●委員

あらためて、子ども・子育て支援の意義のポイントを熟読すると、結構素晴らしいことが書いてあると私は思うが、それがもう少しこの基本理念の中に入ってくるといい。例えば、「地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤独感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援」と、素晴らしいと思ってしまうのだが。

●会長

本当に理想的である。

●委員

理想的だろう。それが具体的に、やはりこれとのつながりというか、いま一つ生きてきていないような印象を受ける。あと「乳幼児期の愛着形成を基礎とする情緒の安定や他者への信頼感の醸成」などというのは、本当にこれはとても重要なことだと思うが、具体的にどういうふうにこれが制度的な側面で落ちていくのかとか、国立市の理念とはどういう

ふうに絡んでいくのかというところを確かにお伺いしたい。

●会長

お伺いしたいというのは。

●委員

お伺いしたい。どうなのか。どういうふうになっているのか。例えば、ぱっとこういう条文を読んだときに、こういう制度があるということを、あるいはこういう方向性を持っていると、言えるということは大事だと思う。

先ほどの国立市子ども総合計画を提示されながら、「わたらしい子育て」を支援すると。「男女を協力し合って子育てができるように支援します」といったときに、では、こっちのほうを見てほしいというお話だったが、そうではなく、この計画の中で言えないといけない、言える必要がある。そこら辺を。

●会長

具体化していくものがないのかという感じか。

●委員

そうである。そこら辺で。

●会長

子ども・子育て支援の基本指針についても、内閣府の子ども・子育て会議が設置されていて、多分そのたくさんの委員の方がぜひこういう視点も入れてほしい、こういう視点を入れてほしいという感じでどんどん入り込んできたので、もちろん理念はそういう委員の意見が反映されているから、とても読むと納得するような立派なものなのだが、果たして、でも、そういったものを具体化するだけの、例えば地域子ども・子育て支援事業とか、教育・保育給付にお金が付いているかというところでもなく、なかなかそれは国の制度づくりの面でも少し乖離があるということである。ただ、やはり少なくとも今、委員がおっしゃったように、こういう方向を目指すというのであれば、では、それを具体化するものとしてどういったものが対応しているのかということは、やはり見せていかないと、絵に描いた餅というか、理念が乖離してしまうかたちになる。その見せ方が少し難しいというか、工夫が要る。

●委員

少なくとも、どういうものを想像していらっしゃるのかということは、すぐにお答えいただけるぐらいに、理念が見えている必要があるのではないかと思う。

●会長

多分理念に対応したものとして、第4章から実際に幼児期の教育・保育の整備というものが出てくる。ただ、全てが乖離しているわけではなく、例えば認可保育所を中心に待機児童解消を目指していこうとか、そういったかたちで、なるべく質の高い教育・保育を守っていくとか、そういったものが対応しているものがあると思う。逆に言うとそこをただどういうふうにつなげて見えるようにしていくのかというのが、計画書の作り方としては難しい面もあるかと思う。

●委員

それに当たって、国立らしさの話なのだが、やはりらしさというのは、そこにずっといると意外と見えなくて、よそから来たほうが見えたりするかと思うが、私はよそから来たので。

それはいいのだが、国立は農業とか緑を保存するとか、結構取り組みをしていると思う。この辺を歩くと、朝とりたての野菜の直売所があるというのは、やはり国立の特徴だと思う。東京の西のほうならほかの自治体もあると思うが、文教都市として結構洗練された町並みもあるのに、そしてかつ、そうした自然や農業とのつながりがあるというのは、これはすごい特徴だと思う。谷保のほうは、確かそういう畑もすごく取り組みをされてきた団体さんがいらっしやると思う。というのが特徴だと思う。

それに伴って、古民家も谷保のほうにもあるが、そういうものを活用して、何か文教都市と一言で言ってしまうたらもったいないような特徴が、結構国立にはあると思う。

その辺の社会資源として、例えば古民家とか、そういったものが活用可能性があるということなども、少し視野に入れながら、それから農業とか、自然体験みたいなものと、子育て支援とがつながるといって可能性を視野に入れながら、基本方針も少し練り直すと、よろしいのでは。

●会長

恐らく、子どもたちの自然体験活動などは、こちらの事業ではないところで行っていたりもする。多分子ども総合計画に載ってくるような部分になってくるのかなと思う。

●事務局

居場所づくりや、そういうことも当然かかってくるし、またそういった体験学習とか、当然それはかかっている。

●会長

そうすると、この辺の理念のつくり方なのだが、多分この場でいろいろ出して文章化していくのは難しいと思う。この素案は、パブリックコメントとして出すのはいつ頃からになるか。そこから逆算して、例えばご意見などがもしあればメールでも出していただいて、とりまとめていくかたちでもいいかと思うが。

●事務局

本日お配りさせていただいている別紙1なのだが、あくまで予定なので、変更ももちろん可能なのだが、パブリックコメントについては11月17日の月曜日から12月19日金曜日までということで、1カ月間程度期間を設けようと今のところは思っている。

●会長

そうすると、この素案としてパブリックコメントで公表するのに、では、半月ぐらいの猶予はあるということになる。そうすると、例えばもしご意見があれば1週間ぐらいで出していただいて、それを事務局とか、会長、副会長でまとめて、こんなものでいかがかという感じで皆様に確認をしていただくということもできなくはないのだろう。

●事務局

はい。

●会長

なかなか理念というとすぐパッと思い浮かぶものでもないと思うし、この場かたちにするというのも難しい問題があると思う。ただ、この場で伝えておきたいことなどがあれば、お願いしたい。子どもがみんな平等にとか、子どもの最善の利益とか、子どものちゃんとセーフティーネットを張っていくとか、いろいろ大事な視点がある。あと国立らしさというところも出てきたわけである。

では、またこの点については、もしご意見があったらメールでも後で募集をして、少しもみ直すということもやっていきたいと、提案を要求していきたいと思うので、また後で何かあればお願いしたい。

では、続いて、駆け足だが、4章の「教育・保育の整備」のところをお願いしたい。

●事務局

第4章の説明。

●会長

ありがとうございました。二重計上していたということで、ニーズ調査結果に対するマイナスがまたドンと増えてしまったということで、まずその点が1点である。

38ページに待機児童の解消方策の基本的な方針として、これは前回の子ども・子育て会議のところで委員の皆様にご議論をさせていただき、やはり施設型給付である認可保育園を中心として、待機児童の解消を図っていこうと。これが前回の会議の中で確認をしてここに記載した事柄ということになってくるかと思う。

ということで、平成31年度になってもマイナス140ぐらいというかたちになっているわけだが、この点も含めて、何かご意見、ご質問等がもしあればお願いしたい。

ただ、一応この計画は本来、最終的にはゼロになるのが最も望ましいのだが、毎年、子ども・子育て会議の場の中で評価をしていくということになるので、待機児童がなるべく

実際上はゼロになるようなかたちでの方策を、毎年見直しをしていくということを一応予定はしているので、その点は加えておきたいと思う。

いかがか。

あとは、恐らくこの39ページに出てきている部分は、新しいところかもしれないが、教育・保育の具体的な提携及び推進体制の確保を図るための、国の方針といったものをここに示していたものだが、合同研修に対する支援とか、いろいろと出てきている。あとは、教育・保育施設で地域型保育事業者との連携を強化していけるような支援、そういったものが出てきているかと思う。何かあるか。大丈夫か。

●事務局

大丈夫である。

●会長

これもマイナス部分はこのままだと、例えば子育て家庭の不安が高まってしまうとか、そういうことは大丈夫なのか。この表を見た限りでは、こんなに足りないのだということになってしまうわけだが。ただ、今まで議論してきたように、かなりニーズが高く出る傾向にあるので、その辺りを国の計算にのっとって、少し下方修正は一応してきてはいるのだが、それでもこれだけマイナスが出ているということになると、その辺が大丈夫なのかどうかというのが、少し心配である。どうか。他の自治体はどういう感じなのか。参考としてマイナスになっているところとか、いかがか。

●事務局

他市のこちらの量の見込みと確保方策のほうであるが、実はこちらの、特に0歳児、1歳児、2歳児については、国から示されている手引きというかたちに、今回国立市は訂正している。ほかの市ではあまりにもこの差が激しいというところについては、例えば、今までのニーズ調査等は参考という数値にさせてもらうかたちで、今までの実際の5年間の推移とか人口推計で出しているというところもある。とりあえずそれは手引きに載っているやり方にはなっているが、今回、ほかの市で言えば、この部分が既に初めからゼロというか、既に充足しているという市も、あるいは都内23区になれば、この部分がまだまだ足りないといったかたちになっているので、この部分については説明の仕方がなかなか難しいのだが、充足していると終わらせているところもあるし、国立市ではこの部分は国の手引きに従うかたちでしか補正を行っていないというかたちで出ている。

あと現状、これは国のニーズの調査と手引きによって出した数字になっているが、現実、国立市は、この前26年1月1日現在では、待機児童が地域ニーズが34人という数字になっている。基本的に3歳以上、これでいう1号・2号認定については2人である。残りの32名が3号認定の0・1・2歳児となっているところである。

そういう実質の数値から引っ張ってくれば、実際乖離があるところではある。が、今回、国のニーズ調査というかたちのニーズからとっているものになり、それを国の手引きどおりにこちらのほうで補正をかけたといった結果がこういうふうになっている。

今後、先ほどから会長からもお話があったように、毎年の見直し等がある。その中でやはり実質の数値としてはもっと現実に近い数字が出るだろう。34名とか、そちらのほうへいけば、やはり正しい数値ではないかというような見直しも今後もあると思うが、今回のこちらの計画素案等をやらせていただいている中では、国に従って整理させていただいたということになる。以上である。

●委員

この足りない分については、確保の方策というところで、最後の部分に「地域型保育については」というところで、需要と供給のバランスを見ていって、受け入れられる態勢を整えておくこととするというところ、この文章でフォローすることはできないのか。つまり、ニーズ調査の数値と現実が必ずしも一致するとは限らないので、現状をまた追っていく中でニーズが出てくるようであれば、認可保育園の新設はもちろんしていって、しかし、すぐに小回りが利かないというか、柔軟に対応していかなければいけない時期というのがあると思う。その時期に地域型保育とかでバランスを見て、対応できるような態勢を整えておきながらという方針なのかなと私は思ったのだが、そうではないのか。

●会長

地域型保育のほうが小回りが利くというかたちではあると思う。

●委員

つまり、今のところは、このニーズ調査の結果を見て、数字が必ずしも本当に現実を表しているわけではないということも踏まえながら、今、認可保育園を新設したり、そういう施設型給付で対応していくという大きな方針だと思う。その上で、現実的に待機児童が出てきたときには、最後の部分にあるように、需要と供給のバランスを見て受け入れられる態勢を整えておくというような、そういうところでフォローができるのかなと私は思ったのだが、どうなのか。

●会長

そうである。やはり一年一年で保育所の申し込みがあって、どの程度入れるかということで、実質的な待機児童が出てくるわけだが、そういった毎年の見直しの中で、待機児童がたくさん出てきた場合には、ちょっと柔軟にこういったものを活用するというような、そういう含みがあるというかたちになるのか。最後の文章についてだが。

●事務局

こちらについては、まず、大まかには認可保育園で対応していこうと。先ほど、委員がおっしゃったとおり、小回りの利く地域型保育のほうももちろん取り入れていきたいと考えている。ただ、地域型保育のほうは人数の定員が少々少ないというのがあるので、その関係で、まずは大まかに、あとはバランスのところ、マンションの中にあるところの小規模保育とか、そういうところも考えつつ、それは事業主がやっていただけるかどうかと

いうのはもちろんある。そこら辺ももちろん考えつつ進めていくという感じでいきたいと思っている。

いろいろと、先ほどの需給のバランスが国立市の中で、今後子育ての世代がずっと伸びていくとなれば、もちろんまた認可のほうも増やすことになると思うが、人口のバランス等も今後見ながら、その需給のほうで小規模保育とか認可を全体的に調整しつついきたいと思っている。この部分まではここから先が動きが読めないところではあるが、そこは調整をとっていきたいという考えは持っている。

●委員

わかった。

●会長

子育て家庭や子どもの不利益にならないようなかたちで、その年その年、また対応していくというかたちになるだろうか。

ほかに何かご意見等はあるか。

●委員

39 ページのほうも意見を言ってよろしいか。

●会長

39 ページでも結構である。

●委員

でも、後半にもつながると思うが、やはり「妊娠・出産期から切れ目のない支援を提供することが必要であり、そのために子ども・子育て支援施設に入所する認定が重要になる」、(4)である。この「妊娠・出産期から切れ目のない支援」というところで、今のところ具体的にどういうのが出ているのかということをお伺いしたいのと、あとはやはり相互連携である。連携をしていく教育・保育施設とか、これはそういう事業者さん同士の相互連携のことを言っているのか。そういう横のつながりのことを言っているのか。

●会長

妊娠期・出産期、乳児期、幼児期、学童期みたいなかたちで、横のつながりはちゃんとのりしろがあるようなかたちで整理していくことが望ましいということで。

●委員

ということなのだが、非常に(4)に書かれていることが非常にイメージしにくかった。

●会長

この中身は5章の内容とも関連しているのだろうか。ただ、国の法定事業の中だけだ

と、もっとほかの事業内容も含めてというかたちになってくるのだろうか。事務局からもしあればお願いしたい。

●事務局

「妊娠・出産期からの切れ目のない支援」、先ほどお話があったように、13事業のところにかぶるところもたくさんあるが、特に真ん中から先の部分、まず、認証保育園というか、地域型保育が基本的に0歳、1歳、2歳になる。2歳からいくと、この後次に3歳になったときに別の保育園等を探さなければならないというのが、普通の考え方として出てしまうので、まず1つ目に、その切れ目のないといった中では、教育・保育施設というものが認可幼稚園、認可保育園のことを指すと思うのだが、これは0から5歳までつながっているというかたちの中で、0・1・2歳で終わってしまったような地域型保育のお子さまたちを、そのまま切れ目なくもう1回、待機児童になることなくどこかの施設に入ってそのまま進めるというのが、まず1つ目のところ、真ん中辺になる。

次に、また幼保小、小学校である。今度は就学前の子どもところで就学に入る。このところでの切れ目もないといったかたちの充実を図ってほしいというかたちが、中心方策の1つで、全体的なところ、具体的な話になっている。

一番初めの「妊娠・出産期からの切れ目のない」というところが、どのような事業があったか。すまない。こちらのほうの確認が悪いので。

●事務局

今の、51ページまで出てくるのだが、民営主体でまだ議論がこれからとなっているが、(2)の1番、産前産後の休業、育児休業で、いろいろなかたちの切れ目のない支援があるかと思う。ここに書かれているのは一つの考え方かと思う。例えばそういった窓口でいろいろな情報、制度を提供するという一つのものがあるし、あと今言った特定保育施設等を整備することも産前のことに関してもそれに結び付くということで、全て今の51ページとも非常に関連するのかなと思っている。

●委員

わかった。

●会長

では、5章とも関連してくるので、続いて、5章の説明をお願いしたい。

●事務局

第5章の説明。

●会長

この43ページから50ページの13事業に関しては、必ず記載しなければいけない事業ということで、子ども・子育て支援法の指針にも示されている。51ページのところは各自治

体の任意で記載してほしいということを出てきているということで、今回3つ、こちらに示しているというような流れになっている。

それで、13事業については、その確保策についてはこれまでの議論の中である程度確認あるいはご承認いただいているが、それをもう少し事業名とか概要とか、そういったものも含めてわかりやすくまとめていただいているかと思う。

それでは、どちらでも結構だが、何かご意見、ご質問等あればお願いしたい。いかがか。

新規事業としては、最初に出てくる利用者支援事業ということで、実際に地域子ども・子育て支援事業や保育・教育施設の利用を支援していくための身近な窓口といったものかと思うが、そういう利用者支援事業、これは恐らく各自治体によってどれぐらいの機能を持たせるのかとか、どういう機関に設置するのかというところは、結構各自治体によっていろいろな試行が行われているかと思うが、国立市としてはここに記載したようなかたちである。「子ども・子育て総合相談窓口（仮称）」といったものの設置を検討していき、ワンストップの支援体制を整備していくということが、確保方策として示されている。

あとは、12とか13に関しては、これはそれほど検討する余地はなく、12の実費徴収に係る補足給付であるとか、あと、多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業、こういうことを国としては推進してほしいということで、ただ計画として載せなければいけないので、こういったかたちで文章化しているというかたちになってくるかと思う。

あとは51ページの「任意記載事項」について、この記載の仕方をどうしていくのかというところが、少し重要な点かもしれない。

●委員

やはり協働の議論というか、51ページの「任意記載事項」ということでまとめられてしまっているが、やはり前回までは章立ての中に入っていたわけで、いきなりこんな「任意記載事項」ということでまとめてしまっているのかなと思う。

それで、やはり今回の子ども・子育て支援の意義のポイント、先ほどの28ページや29ページを読むと、本当にこの「任意記載事項」に書かれている3項目をどういうふうに充足していくかということは、一つ大きなポイントではないかと思う。

これは多分、「任意記載事項」の1、2、3というのはそれぞれ、現代的な課題なのだと思うが、「任意記載事項」と少なくともしてしまうと、少し良くないのではないかという気がする。現実的にすぐもし対応できないとしても、取り組む姿勢があるということを示す必要はあると思うので、「任意記載事項」ではない小見出しにしたほうがよろしいのではないかと思う。そこに書かれている内容についても、どこまでが、51ページは全部国の文章の引用なのか。

●会長

そうとも言えない。子ども・子育て支援総合窓口の設置ということが最初に書かれているとか、そういう国立市の施策なのだろう。

●委員

そうである。つまり、もう少し具体的に、この1の子ども・子育て支援総合相談窓口の設置というのは非常に具体的だと思うが、でも、それ以外のところでももう少し具体的に書いてはいけないのか。こういうふうにしていきたいという少なくとも方向性だけは見せたほうが良いと思う。

やはり消えてしまっているもので、例えば第7章の労働者の職業生活と家庭生活の両立の項目とか、私は今の子ども・子育てを支援するに当たって、非常に重要な話だと思うのだが、以前お配りいただいた骨子案の中では結構具体的に書いてある。事業主とか住民とか労働者に理解の促進をしたり、具体的な実現方法、周知のための広報・啓発とか、いろいろ書いてあるが、ここにも多少は書いてあるが、もう少し具体的に見せたほうが良いのかなと思う。非常に重要だと思う。

●会長

わかった。今、委員からは、もう少し具体的な施策をここに盛り込んでみるかということか。

●委員

少なくとも章立てから外れてしまった理由を聞いておきたいと思う。

●会長

理由ということによろしいか。

●事務局

こちらのほうが、書かれた理由は大変言いづらい部分はあるが、こちらのほうがつくりにあたり今まで章立てとしてなっていたのだが、実は確かに章ではあるが、もともと13事業以外に定めるものというかたちで、各自治体と、国立市というところでもあれば、東京都という大きなところでもあるところで、できる限り作っていただきたいということになってはいる。

今回、うちの第10回までの中では、あまりこの部分の議論がうまくできなかったところがあるので、今回のここでは、「任意記載事項」というかたちについては訂正させていただこうと思うところではあるが、言葉がたまたま法律上そうだったので、こういうふうにしてしまった。こちらを、今までの13事業に付け加えるというわけではないが、言葉を変えて一緒に付けるというかたちは今後検討していきたいと思うところがある。

外れた理由については、今言ったようにもともと検討がされていなかったもので、こういうかたちの表記をさせていただいた。申し訳ない。

●会長

いかがか。この部分に関して何かご意見はあるか。こうしたほうが良いのではないかとか、どうか。委員、何かあるか。

●委員

先ほど来の第3章のところのいわゆる基本理念のところと実際の施策、事業というものがどうつながっているのかが見えにくいという部分で、この3章の2例が実際には事業としては、4章、5章の部分がそれとリンクするものだという理解でいいか。

●会長

そうである。

●委員

となると、これもパブリックコメントとして市民に見せるわけだろう。そうなったときにも同じようなことが生まれると思うので、実際に「わたらしい育ち」というものを担保するためにこれがあるのだということがわかるような書き方、ここの理念の部分をスマートに書かなければいけないのかもしれないが、わかりやすさとしては、これが実際にこの5章の1の(1)とかが多分つながりの部分かなという気がする。違うか。そこからのところがどうつながっていくのかということが明記できると、わかりいいのかという気はする。3章のところはスマートに書かないといけないという何かがあるのかもしれないが。

●会長

場合によっては、つながりを見せるために書き込んでもいいかもしれないと思うので、少し4章あるいは5章、さらには「任意記載事項」の施策とのつながりを意識したほうがいいということか。

●委員

そうである。そこも含めてかと思う。

●会長

このままだと、パブリックコメントの中で同じような疑問が出ないとも限らないと。

●委員

それとしてもやはり最初のところでは素晴らしいねという、でも実際にどうするのかというところが当然出てくると思うので、見せ方として各々が単独になってしまっているような気がする。

●会長

いかがか。ほかに何かご意見等あるか。

どういふかたちがよろしいか。もっと具体的に書き込んだほうがいいのか、こういふかたちである程度方針を示していくという感じにとどめておくようなかたちでいいのか。

虐待防止対策について、委員は、いかがか。少し下のところもあるというか。虐待防止対策でも、いろいろなものがきっと含まれていったとものだが。

●委員

前のところの中には書かれているのか。

●会長

前のほうには特に出していない。

●委員

優先的みたいにこういう施策を13事業以外にやっということなわけだろう。

●会長

そうである。13事業と。ただ、実際には何らかのかたちでは行っていると思うが、それをもっと見せたほうがいいか。

●委員

というかたちでここに出てきたものだと思う。今、事務局からご説明があったように、この「任意記載事項」というのではなくて、また独自に取り組むという姿勢を明確にするということがあっていいのではないかなと思うが、ただ、これは13事業以外にさらにこういうことにも取り組んでいくということなわけだろう。

●会長

そうである。

●委員

それが明確になるような記載方法はやはり必要かなと思うが、逆にどこかに組み込んでいってしまうと、むしろ独自性が見えなくなってしまうということが少しあるかと今思った。

●事務局

今まで「任意記載事項」などのお話をいただいていた中で、どんな表記をすればいいかということで、これは本当に頭出しのようなかたちだけしかできていないので、実際に例えば児童虐待であれば、子ども家庭支援センターで行っている事業であるとか、そういったものを具体的に載せて、例えばそれを周知していくという表現にするのか、また足りないことがあれば、足りない事業について明確にしていくような書き方に変えていったらどうかと思う。

●委員

なるほど。つまり、既存の対応している部署でやっている内容を書き込むということか。

●事務局

はい。それに、関連して、多分ほかのその前の13事業についても、せっかく国立市が今までやってきている施策、事業があるので、それなども紹介というか、こういうことをやっているが、こうだというような、言葉を載せていくと、説得力があるようなものが出てくるのかと思う。

●会長

今は国で定められた最低限のものを載せるというかたちになっていると思うので、児童虐待防止対策で言うと、子ども家庭支援センターの事業や、要保護児童対策地域協議会とか、いろいろあると思うので、それを充実させていくというような書き方があっていいのかなという感じがする。

●委員

そういう、この子育て支援窓口で、ワンストップで相談が来たらそこに行けばつないでいけるというようなイメージでよろしいか。

●事務局

例えばの話だが、委員が今日出されたのをもう少し具体的にまとめて、方向を示してということで、はい。

●委員

先ほど、聞いておきたいのだが、産後ヘルパーというのはどこでやっている事業なのか。そして、それもこの中に、本当に「妊娠・出産期から切れ目のない支援」という場合には、ぜひとも入れたほうがいいと思うが、それはどこでやっていて、入れていただけるかということである。

●会長

「妊娠・出産期からの切れ目のない支援」というのは、保育・教育施設が2歳で終わりとか、そこで不安になってしまうのではなく、ちゃんと継続してやっていくという意味合いと、あとは在宅で子育てをされていていらっしゃるの、そういった方が切れ目のない、何か困ったときにちゃんと支援が受けられて、体制が準備されているという、多分2つの意味合いが込められているものだが、妊娠期の産後ヘルパーの事業についてご説明いただいてもよろしいか。

●事務局

多分自治体によって呼び方がいろいろあると思うが、基本的には、東京都などではかなり自治体で行われているものである。国立市の場合は、育児支援サポーター派遣事業という名称で行っている。

先ほど、13事業の中には明記はされていないという話をしていたのだが、養育支援訪問

事業というのがあるのだが、そこでは要支援家庭、特に支援が必要な家庭に対しては、その産後ヘルパーなどを利用しながら。この訪問事業そのものは専門家が訪問をして、家庭に対していろいろな働き掛けをする、支援をするということなのだが、そこでは、ヘルパーのようなかたちでの家事の支援も含まれるという考え方がある。だから、育児支援サポーター、国立市で言うものと、この養育支援訪問事業、イコールではないが、重なり合う部分がある。

産後支援のヘルパーに関しては、自治体によっていろいろな期間であったり、料金であったり、対象者であったり、それぞれで違うものが施策として持たれているので、なかなか統一的な書き方というのは難しいのかもしれないが、国立市においてはこういう事業があるという表記はできるかと思う。

●委員

そうか。ということは、盛り込めるということか。

●事務局

支援の中の方策というか、施策としては盛り込めると思う。

●委員

私、友人が結構産後のヘルパーを頼んでいて、私もそういうのを探したときに、どこに言ったらいいのだろうと一瞬とまどってしまった。少しわかりにくかったので、多分それで混同しているのだと思う。なので、そこのところをもう少し産後のヘルパーと明記していただけるといいのかなと。先ほど言ったように産後の問題というのは最近結構あちこちで問題化されていて、今、核家族化で、ご両親とか、普通、産褥期にケアしてくれる人たちともうだいぶ遠く住んでいる人も多いから、とても重要な事業だと思う。

それで、例えば「こんにちは赤ちゃん」事業とか、私も来ていただいたときにとてもほっとした。先ほどセーフティネットとおっしゃったが、本当に何か困ったことがあったら聞けばいいかなという安心感が得られた。そういうつながりは大事だと思うので、産後のケア等、明記というか、もう少し、私が読み切れてないのかもしれないが、わかりやすく明文化したほうが良いような気がする。今回の子ども・子育て支援法の中で、結構妊娠期、産後期という話は出てきているので、少し既存のものを表記を変えるとか、少しわかりやすくするとか、その辺りをお願いしたい。

●会長

そうすると、この計画もこれをかたちにすると、5年間の計画というかたちになっていくので、やはり今、結構しっかりと行われている事業に関しては、ある程度記載して、今こういう取り組みがあって、今後もしっかりと継続して、あるいは充実して取り組んでいくというかたちで、行われていることは少し盛り込んでいただいたほうが、これからこの計画の中身を1年ごとにチェックしていく際にもいいのかなという感じもする。そういう方向で記載をもう少し盛り込んでいくという方向でよろしいか。

なかなかこの計画も今年度までの計画が次世代計画ということで、次世代計画の枠組みは結構こういう「任意記載事項」も含めたかたちで計画が作られているが、子ども・子育て支援法の計画は、子育て支援を中心とする部分に特化したかたちとして出てきた。そして、今年の確か1月ぐらいに次世代計画という法律が改正されて、次世代計画の枠でこれも作っていいというかたちで、途中でまた変わってきたりしたので、いろいろ自治体としても、では、どういう枠組みで作っていけばいいのかということで、結構迷ったり混乱していたということがあると思う。なるべく「任意記載事項」という言葉ではない表現にして、ここに記載されている事業についても、今行われている事業も含めて入れ込んでいくというかたちにしていきたい。

あとは、なかなか仕事と生活の調和、労働の部分に対して自治体としてどうそこを強化していくのかという難しい面もあるとは思いますが、そこも何か有効な施策があれば一番いいのだが。

委員、何かあるか。

●委員

今、自分のことが混とんとしてしまっている。今ちょうど新しい来年度の入園で見学などがある。今それがラッシュで、非常に耐え難いのだが、「うちの保育園はいっぱいだから来年はとれない」ということがあっても言えない。私どもで決めることではない。保育課のほうで配慮をどうしてしてくれるのだろうかという、そういう言い方か。

それと最近の現象なのだが、あまりそういう子はいないのだが、朝7時開所で終わりが7時である。12時間。

●会長

12時間。

●委員

はい。今日は私、早く上がってきてしまったが、母親が迎えに来ると保育士が渡すだろう。1歳の子だが、泣くのである。母親が抱いたときに保育士を思って泣く。これは、だから、こういうものを充実していくのはいいのだろうが、将来的に問題があるのではないか。自分たちが小さいときはそんなに子どもが親を殺すということはなかったではないか。それが最近が多い。

●会長

結構、社会問題になっている。

●委員

社会が福祉が充実してくると親子の絆というのが弱くなってしまふのかなと。今日もだから、話にいま一つ乗れなくて、ずっと考えていたのだが、何が一番いいのかなと。

やはり社会が、それほど子育てに対して積極的に支援をしてくれるのであれば、親は、

これは私の子だから、やはり責任は私にあるのだということを強く持っていないと、人任せになってしまうのではないかと思う。

虐待という話も出たが、発達障害の子どもが今多い。実は私、日中はその子たちを全部預かっている。ほかの健常の子どもの保育の邪魔になってしまうので、預かっているのだが、確かに言うこと聞かない。それから、何となく自問ではないが、「パパと仲良し？」とか、「ママは怖い？」とか「パパは怖い？」というと、「うん。パパ殴る」よとか言っている。でも、やはり自分の子どもだったらやはり殴ってしまうかなというような子どももいる。だから、一概に虐待と言っても、違う意味の、本当に大事にしてないでゴツツとやるものと、良くしたいからゴンとやる違いというものもあるだろうし、毎日悩んでいる。

●会長

保護者がいろいろ孤立しているが故に、もう面倒だから預けてしまおうとなってきたりする。

●委員

お任せみたいのが出てくる。

●会長

それで、お任せするとより一層、そういう親子の絆がなかなか難しくなってきたり、預けっぱなしというかたちに。

●委員

だから、やはり親は子どもと一緒にいる時間があることによって、子どもによって親にしてもらっているという部分があるから、だから、こういう子育て支援というのは、真にそれがないと困るという人には届くようにしてあげなければいけないけれども、そうでない範囲であれば、もっと別の施策があると思う。

だから、0歳、1歳、2歳はお金ガーンと上げてしまって、それで子どもが3歳になったら幼稚園か保育園のどちらかに行きなさいと、そういうことでもいいと思う。そうすると真の意味で本当に真剣に、例えば学校の先生だったり、要するにそれを一生の仕事として続けていくのだという方々にとっては、こういう福祉的なことは必要だけれども、そうではない、子どもを預けられるのだったら少しパートに出てみようかしら程度だと、いつまでたっても待機児なんか解消しないと思う。供給が需要を産むだけだから。

●委員

そう。追いかけてください。

●会長

本当は育児休業などもたっぷり取れたりするといいのだろうが、なかなか労働と保育がうまく対比していない。

●委員

心配したのがある。朝、忙しいのだろうに園の外へ出て、フェンスの外でしゃべっている時間なんかあるのかなど。おかしいなというのがいっぱいある。

●委員

でも、今のお話はとても大事で、今の大きな流れというのは、ネオリベ傾向、ネオリベリズムの方向に進んでいるというか、女性を結構労働力として取っていかうと。最近イギリスの王妃もまた第二子を妊娠されて、妊娠しているのにハイヒールでストッキング姿で出られて素晴らしいと賞賛されているが、それにカードを置いてしまったらいいのかなととても恐ろしいものがあるって、芸能人も産後すぐ復帰してなどという話があるが、そういう方向で産後すぐに女性は労働に復帰できるということが、それを価値基準として女性たちが採用し始めるというのは少し怖い。本当に大事なのは、やはり働いている女性もしっかり産休・育休が取れて、そしてまた普通にある程度母親も子どもも満足していけるとなった段階で、本当に元の仕事にちゃんと戻れるという社会の仕組みになっていくのがやはりとても大事だろう。

今回のこの法案も、大きな流れとしてはやはり女性の労働力をどう活用するかということが背景にありながら作られている法案だと思うので、結構気を付けてこの法律をどう活用していくかというのは、今、委員とか委員が言ったような母子関係の重要性とか、私も申し上げたが、産後もやはり忙し過ぎると夫婦関係も結構、最近はいろいろな産後のケアが十分でないがために、子どもも家族共倒れというような事例もよく聞くから、そこら辺をやはり見据えていったほうがいいと思う。

●会長

これまで10回議論を重ねてきたわけだが、一応国の施策に乗っかってやってきたので、何となく皆さんが目指している方向と違う方向にいつているというかたちで、あまり議論が白熱というか、意見をしたいという気持ちにならなかったと、そういう感じで。でも、とりあえずこれはどうしても作らなければいけないということがあるので。

●委員

ご苦労を掛ける。だけど、成熟とした社会としては、いろいろと選択肢があることは私はいいいことだと思う。だけれども、選択肢が多くなってくると、どれを選ぶかというのは、強くしっかりと考えた上であくまで自己責任でやってもらわないと。行政が用意したのだから悪いはずはないみたいな、そういうことでは絶対ない。あるのだったら使ってしまったというようなことではなく、そこをあえて自分なりの子育てというのはこうなのだという強い気持ちを持って、あるメニューの中から選択してもらえれば、それが一番いいことである。日本人はばかだから、みんなが右向いたら右向いてしまうから流行になってしまう。それが正しいというような。だから、そういうのは危険なのである。

●委員

危険な方向にいつているだろう。勤務商売なんかもうそを書いてもらって、1時間でも余計に預けようとか、それは自分が親として責任を果たさないから、いずれ子どもに仕返しされるといのがわからない。極端に言ってしまうば。

●会長

少しそういう理念のところでも、いろいろサービスを利用していくということではなく、どうみんなで育てていくのかという視点が出てくるようなかたちでの方向づけみたいなことがあると、少しはいいのかなという感じもするので、少しでも理念を工夫していくということで、また後で皆さんにご提示をして確認していただくというかたちでやっていければと思っている。

一応最後までいったが、あともう1つ、推進体制のところだけ、最後の53ページになるが、こちらを、では、お願いします。

●事務局

第6章の説明。

●会長

この辺りは、進行管理を中心として、国や都への要望ということで今後の必要な手続きということになるので、こちらはよろしいか。

●会長

では、もう時間になったので、一応これで2番は終了ということで、あとパブリックコメントについては先ほど、予定の実施期間ということでご説明があったので、「その他」ということで、事務局よりお願いしたい。

●事務局

パブリックコメント、その他、今後の日程について説明。

●会長

それでは、これで第10回の審議会を終了したいと思う。では、遅くまでどうもありがとうございました。

●一同

ありがとうございました。

(閉会)